

# はじめに

## 1. 計画改定の背景

---

### (1) 計画改定の背景と目的

我が国では、これまでも多くの大規模地震の発生により多大な被害を受けてきたことから、地震への備えが喫緊の課題となっています。

平成7年1月の阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）では、6,434名の多くの尊い命が犠牲となり、このうち住宅等の倒壊による死者は4,831名で、地震による直接的な死者5,502名の約9割を占めていました。この地震による被害の特徴として、昭和56年6月の建築基準法改正以前の「旧耐震基準」の住宅や建築物が甚大な被害を受けていることが分かりました。そのため、平成7年12月に既存建築物の耐震化促進を図る目的で「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）が施行されました。

その後、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震等の大規模地震が頻発したことに加え、さらに南海トラフ巨大地震、上町断層帯地震など大地震の発生の可能性が高まってきたことから、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、耐震化を推進するための国の基本方針が示されました。

また、大阪府では、国の基本方針を受けて平成18年12月に「大阪府住宅・建築物耐震10カ年戦略プラン」を策定し、平成27年度に耐震化率を90%とする目標値が設定されました。

これらを踏まえ、摂津市では、平成20年3月に、大阪府と同様の目標値を設定した「摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画」を策定し、市内の既存建築物の耐震診断および耐震改修の促進に向けての取組みを行ってきたところです。

しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）が広域的に甚大な被害をもたらすとともに、南海トラフ巨大地震（最大クラスでマグニチュード9程度）が今後30年以内に発生する確率が70%程度と予測され、大阪府内においても住宅・建築物の地震災害に対する安全性のより一層の向上が求められています。

こうした状況を踏まえ、平成25年11月に耐震改修促進法の改正により、すべての

建築物所有者に建築物の地震に対する安全性の確保が努力義務とされ、一定規模以上の建築物の耐震診断が義務化されるなど、耐震化の取組みの強化が図られています。

大阪府では、耐震改修促進法の改正やこれまでの取組み状況をもとに、新しい考え方の目標値を設定するとともに、地域特性や住まい手のニーズなどに応じた耐震化促進を図るための具体的な施策展開を設定し、平成28年1月に「住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪」が策定されています。

これら一連の国や大阪府の動きを踏まえて、摂津市では、従来から取り組んできた施策の検証や見直しを図り、耐震化率の新たな目標値を設定し、「摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画」を改定するものであります。

## (2) 計画の位置づけ

国においては、平成18年1月の耐震改修促進法改正にあわせ、計画的な建築物の耐震化を推進するための基本方針が示され、住宅及び特定建築物の耐震化率について、平成27年度までに少なくとも90%にすることを目標としていました。その後、平成25年11月の法改正を踏まえ、国において基本方針の見直しが行われました。また、平成28年5月に「国土強靱化アクションプラン2016」が示され、住宅や建築物の耐震化率について、平成32年度までに95%とするなどの新たな目標が掲げられました。

それらの動向を受けて摂津市では、大阪府の「住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪」(平成28年1月策定)を踏まえ、摂津市域における住宅・建築物の耐震化を促進するために「摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画」の改定を行い、将来予測される大地震による被害の軽減を図り、安全・安心なまちづくりに取り組みます。

なお、計画策定にあたっては、「摂津市総合計画」や「摂津市都市計画マスタープラン」、「摂津市地域防災計画」をはじめとした上位計画およびその他関連計画との整合を図り、耐震化の目標や目標達成に向けた施策を定めるものです。

国

平成 7 年 12 月 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）を施行

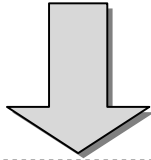
平成 18 年 1 月 耐震改修促進法を一部改正、基本方針告示

平成 25 年 11 月 耐震改修促進法を一部改正、基本方針の見直し

- 耐震改修促進法の改正により、以下の事項について定める
  - ・ 耐震診断・改修の努力義務の対象となる建物の範囲を拡大
  - ・ これまでの特定建築物のうち不特定多数が利用する大規模施設や避難弱者が利用する建物等に対して耐震診断の義務化とその結果の公表
  - ・ 耐震性に関する表示制度の創設 など

平成 28 年 5 月 「国土強靱化アクションプラン 2016」を策定

- 住宅の耐震化率 : 平成 32 年度までに 95%、  
平成 37 年度までに耐震性を有しない住宅ストックを概ね解消
- 建築物の耐震化率 : 平成 32 年度までに 95% と設定



大阪府

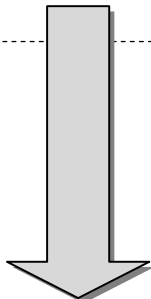
平成 18 年 12 月 「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン（大阪府耐震改修促進計画）」の策定

平成 23 年 3 月 「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」の中間検証

平成 25 年 11 月 「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」の改正

平成 28 年 1 月 「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪（新・大阪府耐震改修促進計画）」の策定

- 府民の安全・安心な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を府民一丸となり進めていくため、府民みんながめざすべき目標として“府民みんながめざそう値”を設定
- 目標 耐震化率（府民みんながめざそう値）
  1. 住宅の耐震化率 : 平成 37 年までに 95%
  2. 多数の者が利用する建築物の耐震化率 : 平成 32 年までに 95%



摂津市

摂津市の計画・施策

- 摂津市総合計画
- 摂津市都市計画マスタープラン
- 摂津市地域防災計画
- 摂津市人口ビジョン・総合戦略 など

平成 20 年 3 月 「摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画」の策定

平成 28 年 3 月 「摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画」の検証

平成 28 年度 「摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画」の見直し

図 0-1 計画の位置づけと関連計画の概要

## 2. 計画の基本的事項

---

### (1) 計画期間

本計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までとします。

概ね 5 年を基本として、必要に応じて計画の見直しを検討します。

### (2) 対象建築物

現行の耐震基準は「新耐震基準」と呼ばれており、昭和56年6月1日に建築基準法施行令が改正され、旧来の基準に比べて耐震性の向上が図られました。

昭和56年5月31日以前の「旧耐震基準」の建築物は、耐震性が不十分な可能性があると考えられています。

そのため、本計画の対象となる建築物は、「旧耐震基準」で建築された住宅・建築物のうち、次の3つを対象とします。

- ①「住宅」
- ②「多数の者が利用する建築物等」（耐震改修促進法第14条各号に規定される特定既存耐震不適格建築物【市有建築物、民間建築物】）
- ③「準・多数の者が利用する建築物」（特定既存耐震不適格建築物に準ずる取扱いとする建築物【市有建築物】）